

## 守谷市上下水道事業一般競争入札の受付に関する公告

守谷市上下水道事業一般競争入札（電子入札）の受付を次のとおり行う。

令和8年2月20日

守谷市上下水道事業  
守谷市長 松丸 修久

### 1 対象工事

- (1) 工事件名  
R7国補ただすやポンプ場(電気設備)更新工事
- (2) 工事場所  
守谷市本町地内
- (3) 工事概要  
引込開閉器箱 1面、低圧引込・分岐盤 1面、動力制御盤 1面、  
汚水送水流量計 1組、コントローラ盤機能増設 一式、  
LCD監視制御装置機能増設 一式、コントローラ機能増設 一式、
- (4) 工期  
契約日の翌日から令和9年3月31日まで

### 2 入札参加資格等

- (1) 守谷市上下水道事業競争入札参加資格規程に基づく令和7・8年度有資格者名簿に電気工事業種の登載がされた者で、当該工事の公告日において経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1000点以上であり、同電気工事業種の年間平均完成工事高が5億円以上であること。
- (2) 建設業法第3条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (3) 過去10年以内に国内の下水道処理施設における電気工事（新築、改築又は修繕）の工事を元請として受注した実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率20%以上であること）。
- (4) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
  - ア 監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - イ 過去10年以内に国内の下水道処理施設における電気工事（新築、改築又は修繕）の工事を施工した経験を有する者であること。
  - ウ 監理技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく守谷市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (6) 公告の日から入札（開札）日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始申立てをしていないこと。ただし、再生計画の認可決定が確定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- (7) 公告の日から入札（開札）日までの間、守谷市上下水道事業の指名競争入札に係る業者の指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年告示第76号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

### 3 入札方法

入札方法は電子入札システムにより行う。「守谷市建設工事等入札心得（電子入札）」を参照すること。

### 4 入札参加申請方法

- (1) 入札参加申請は、電子入札システムにより申請すること。
- (2) 入札参加申請書は、守谷市公式ホームページからダウンロードした様式「守谷市上下水道事業一般競争入札参加申請書」を使用すること。

### 5 入札参加申請書の提出

入札参加申請は次の書類を各1部電子入札システムにより提出すること。

- (1) 入札参加申請書  
守谷市上下水道事業一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 経営規模等評価結果通知書の写し（最新のもの）
- (3) 工事施工実績書
  - ア 類似工事施工実績調書（様式第2号）
  - イ 工事内容、建物規模が確認でき工事を履行したことが証明できるもの（CORINS等）
- (4) 配置予定技術者
  - ア 工事配置予定技術者調書（様式第3号）
  - イ 配置予定技術者の資格証の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格証の写し

### 6 入札参加申請受付期間

- (1) 受付期間  
令和8年3月3日から令和8年3月5日まで
- (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

T I F F形式による画像ファイルとし電子入札システム上で提出すること。

## 7 設計図書の閲覧

(1) 期間

令和8年2月20日から令和8年3月24日まで

(2) ホームページ

「いばらき電子入札共同利用システム（入札情報サービス）」に公開するので次のアドレスからダウンロードすること。

入札情報サービス（調達機関名で「守谷市」を選択）

U R L <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

## 8 質疑応答

(1) 質疑がある場合のみ提出とする。質疑がある場合には、メール又はファクシミリで提出すること。（様式は、市ホームページよりダウンロード）

ア 受付期間

令和8年3月3日から令和8年3月5日まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所

守谷市役所 総務部管財課

(2) 質問に対する回答は、令和8年3月16日午後5時までに入札参加者へメール又はファクシミリにて通知する。

## 9 入札書の受付期間

(1) 受付期間

令和8年3月23日から令和8年3月24日まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

※工事費内訳書（指定の様式を守谷市ホームページからダウンロード）は必ず添付すること。なお、工事費内訳書の提出方法については、T I F F形式による画像ファイルを電子入札システム上で提出すること。

## 10 入札（開札）の日時及び場所

(1) 開札日時

令和8年3月25日午後1時30分から

(2) 開札場所

守谷市役所 B棟2階管財課内

## 11 予定価格（税抜き）

金 99,000,000 円

## 12 最低制限価格

設定する。

## 13 支払条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上
- (3) 前払金 40%以内  
ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を条件とする。
- (4) 部分払 無
- (5) 残額 竣工払

※契約保証金は、「守谷市上下水道事業契約規程」に基づき納付すること。  
前払金については、「守谷市上下水道事業工事等の前金払及び部分払に関する規程」に基づき請求することができる。

## 14 入札の無効

次の一つに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた場合
- (2) 入札について不正の行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 入札金額が最低制限価格を下回った場合
- (5) 工事費内訳書の提出がない場合（入札金額と相違があった場合を含む）
- (6) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得しない者が入札した場合
- (7) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらず紙入札をした場合
- (8) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (9) 電子入札の場合、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (10) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

## 15 電子契約

この工事は、電子契約の対象工事である。電子契約での契約締結を希望する者は、入札結果通知書の受領後、翌営業日の正午までに「電子契約利用申出書」（様式は、市ホームページよりダウンロード）を次のアドレス宛に提出すること。

- (1) 送付先アドレス

[jougesui@city.moriya.ibaraki.jp](mailto:jougesui@city.moriya.ibaraki.jp)

## 16 その他の事項

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 17 提出先・問い合わせ先

### (1) 入札及び工事に関すること

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市役所 総務部管財課 契約検査室

電話 0297-45-1111

FAX 0297-45-2804

メール [kanzai@city.moriya.ibaraki.jp](mailto:kanzai@city.moriya.ibaraki.jp)

守谷市ホームページ <https://www.city.moriya.ibaraki.jp>

### (2) 工事内容に関すること

〒302-0110 茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目2734番地の1

守谷市上下水道事務所 上下水道課 事業グループ

電話 0297-48-1842

FAX 0297-48-6087